

放射線被ばくと白血病の労災認定の考え方

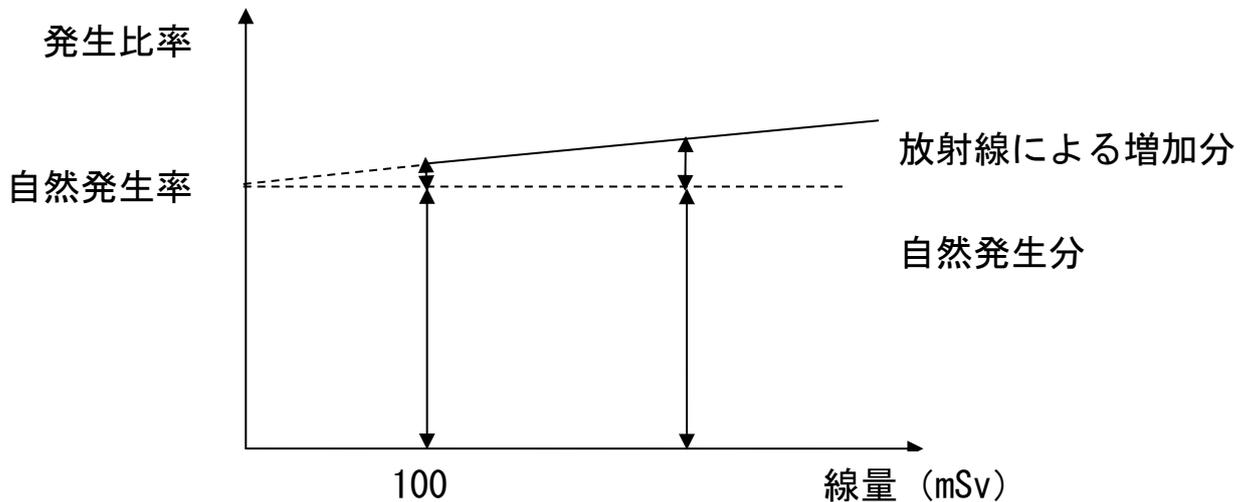
1. がんに対する約 100mSv 以下の低線量の被ばくの影響は他の要因に隠れてしまうほど小さく、健康リスクの明らかな増加を証明することは難しいと国際的に認識されている。また、白血病の発症には様々な要因が関係することから、業務と疾病の間の因果関係を個々の労働者ごとに認定するのは容易ではない。

このため、放射線被ばくによる白血病の労災認定については、労災保険制度の趣旨に鑑み、労働者への補償の観点から、労災の認定基準[※]を定め、これに合致すれば、医学検討会の協議を経たうえで、業務以外の要因が明らかでない限り、労災として認定することとしている。

※認定基準

- ① 相当量（ $5\text{ mSv} \times \text{従事年数}$ ）の電離放射線に被ばく
- ② 被ばく開始後少なくとも1年を超える期間を経た後に発病

【放射線被ばくとがん発症との関係】



2. 白血病の労災認定基準は、年間 5 mSv 以上の放射線被ばくをすれば発症するという境界を表すものではなく、労災認定されたことをもって、科学的に被ばくと健康影響の因果関係が証明されたものではない。